

第2号

発行日：平成15年10月11日

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京ニュース

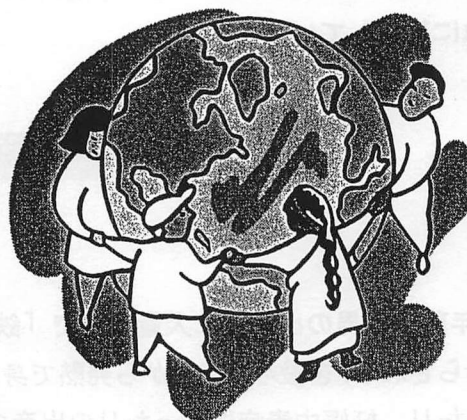
薬害肝炎訴訟を支援する会・東京
東京都渋谷区桜丘町4番23号渋谷桜丘ビル8階
渋谷共同法律事務所内
TEL：03-3463-4351
FAX：03-3496-4345

8月22日・薬害肝炎を中心に薬害根絶デー

真夏の熱き一日！！

世話人・江川守利

薬害エイズ事件の反省から厚生労働省敷地内に建立した「誓いの碑」を記念して毎年、この碑の前で、薬害被害者が集まって「薬害根絶デー」のリレートークを行っています。今年は、薬害肝炎原告団が、薬害被害者の連合体である薬害被害者団体連絡協議会に加盟したこともあって、薬害肝炎をテーマにリレートークが行われ、各地から大勢の原告・弁護士・支援者が集まり厚生労働省の建物に向かって薬害肝炎の早期解決を訴えました。また、「誓いの碑」前で坂口厚生労働大臣に対して、原告自らフィブリノゲン製剤の納入先医療機関の調査・公表の要請文を手渡しました。九州の原告本人の訴えや大阪の若手弁護士・学生が力強い訴えを行い、真夏の暑い最中、連帯の熱は、真夏の温度を上回りました。薬害肝炎訴訟の支援の輪は全国各地に広がっていく様相を見せた真夏の暑い一日でした。



意見陳述の要旨および傍聴記

東京地方裁判所で行われた第4回期日（8月26日）の原告意見陳述の要旨および傍聴記を掲載します。

意見陳述から（要旨）

原告番号 12 番の方

次女出産の際に、何の告知もないフィブリノゲンHTの投与でC型肝炎になりました。沖縄で病気知らずに育つた私は、昭和62(1987)年、地元の産婦人科で出血が多いと榎当医師からフィブリノゲンHTを投与されました。この投与の直後、私は強烈な悪寒に襲われ看護婦に何枚もの毛布を掛けてもらって、分娩台の上で一晩を過ごしました。

退院してから2週間後の新年には笑顔を見せるのも辛く、病院に行くと「すぐ入院してください」といわれました。私の闘病生活が本格的に始まりました。一日5～6時間の点滴注射、洗面、清拭、トイレのすべてが病室内やベッドの上で行われました。病状は一進一退で、とうとう一年間の入院になりました。生まれたばかりの次女には「人見知り」されたり、保育園に通っている長女は見舞いにきて面会終了の帰りに車の中から手を振ってくれましたが、母親を必要とする大切な時期にそばにいてやれない不欄さから病室にもどってから辛くて枕に顔を伏せていました。インターフェロン(リバビリン併用)投与では、発熱頭痛、脱毛、食欲不振、関節痛、口内の乾き、体重減少、不眠とあらゆる副作用もでました。余り「だるい、きつい」と訴えるので、周囲から真剣に取り合って貰えなくなりました。治療費も高額で工面するのに苦しんでいます。薬害肝炎のテレビ放映で電話相談し、フィブリノゲンHTのことを聞き産科医院で投与されていたことを調べて原因が分かりました。今日、国が「薬が病気の原因になっている」薬を認可し、製薬会社が製造販売していた責任を明確にすることが大切です。この誤りを否定することは、新たな誤りを犯しているということです。発病して16年になり、いまでも週3回通院して肝庇護剤の注射を打っています。検査のたびに、いつ肝硬変、肝がんに進むのかと不安を持ちながら生活しています。娘たちには、「どういう病気か」まだ話せていません。司法の場で真相の解明と薬害被害者の救済を早急に期待しています。

意見陳述から（要旨）

原告番号 18 番の方

15年前、次男の出産時に大量出血で「鉄分補強のために投与する」としてフィブリノゲン(なにも知らされず)を投与。直後から発熱で身体が震えて湯たんぽを数個入れてもらいました。流産しかけたり、妊娠中毒症になったりの出産のせいだと思っていました。

翌朝熱は下がったものの、その後一日おきに38℃の発熱で医師からは「もっと入院を」といわ

れましたが、子どもたちのことが心配で結局 2 週間ほど入院しました。退院後、一週間でまた発熱、再度入院することになりました。黄疸も出ました。入院中、夫は協力してくれましたが、仕事で忙しい時は二人の子どもを親戚に別々に預けたりして、体調は悪かったのですが 2 か月弱で退院しました。退院後、私は肝硬変になってから病気が分かった知人の看病に週一回通っていましたが、亡くられました。直接の原因は肝がんではないのですが、長い闘病生活、肝がんの手術等で体力が著しく低下していたので、死因とな

った病気で治療に耐えられなかったのです。そのこともあって、肝硬変、肝がんがいつも心配です。夫は、その後自分の演劇関係の仕事に打ち込むため家を出てしまいました。その後は精神的にも、肉体的にも働ける状態ではなく、仕事も辞めてしまいました。医師はインターフェロンの投与を「効かない型でも改善はある」と勧めますが、高額な医療費負担を払う余裕はありません。

国と製薬会社は貧しくても幸せだった私の健康と大切な家庭を返してください。

薬害肝炎裁判に参加して

東京肝臓友の会会員

田中 和子

8月26日、第4回の裁判を傍聴しました。二人の原告(女性)が意見陳述されましたが、フィブリノゲンの投与でC型肝炎に感染し、出産後我が子を抱くことも出来ず、発熱や全身の倦怠感などに耐えながら長期の入院を余儀なくさせられ、高額な医療費や病気への不安など等の切々たる訴えに胸のつぶれる思いで聞かせていただきました。早くから危険性が指摘されていたにもかかわらず、旧厚生省と製薬企業のもたれ合いの犠牲者なのです。国民病とも言われているウイルス肝炎を国や製薬会社は非を認め、患者の救済に力を尽くしていただきたいと思います。私も肝炎患者です。昭和39年1月に長女を出産し、同時に子宮筋腫核摘出の手術を受けました。輸血はしませんでした。白い液体の入った太い注射を静脈に打ちました。その後月日が経ち、56歳の時に住民検診で肝機能の異常を指摘され、病院を紹介されました。不安が募り、肝臓病に関する療養書を買って求めたところ、患者会があることを知り相談してインターフェロン治療をしました。治癒しませんでした。患者会のお陰で大勢の同病者と語り合うことができ、病気の告知を受けた時の絶望感からいっせいで解放されました。しかし、最近肝がんを宣告されたり、毎日のように強ミノCの静脈注射に通わなくてはならないことは、時間的、経済的にもとても重い負担です。私たちよりずっと若い原告の方は、家庭的にも子育てにも大変な時期であり、闘病生活も本当に大変なことだと思います。裁判官へのお願いです。肝炎から肝硬変、肝がんへと移行していく自分の命の時刻がわかるということが、どんなに辛いものか。私も患者の一人としてぜひ理解して頂きたいと切に願っています。

8月以降の薬害肝炎をめぐる動き

弁護士小松雅彦

●原告団総会

9月28日、全国の薬害肝炎訴訟の原告が東京の中大記念館に集まり、「薬害肝炎・全国原告交流会」を開催しました。

東京、大阪、福岡、仙台各地裁提訴の原告20名弱が集まり、自己紹介、各地原告（団）の状況報告などを行い交流し、全国原告団を立ち上げました（名古屋提訴原告も参加予定）。

今後は各地の原告が世話人を通じて連絡を取り合い、励まし合って闘っていくことになります。

過去、大規模公害訴訟・薬害訴訟等では全国の原告が1つにまとまって闘えたということはほとんどなかったということです（薬害エイズ事件でも当初は東京と大阪で分かれて行動していた）。この段階で、全国での原告が1つにまとまったのは、画期的です。

●弁護士全国合宿

弁護士は8月23日全国合宿（京都）、9月27日全国会議（東京）で議論して、早期全面解決方針を決めました。

全国の原告団・弁護士が協力して、主張は全国で共通にし、証拠調べを全国で分担し結果を共有して、2005年5月までに、主張・立証をやり終え、全国の裁判所で結審（審理を終え判決待ちの状態）させる、運動を盛り上げ、早期全面解決（被告国・企業の法的責任を明確にさせ、恒久対策として治療体制を確立しすべての肝炎患者の救済も追求する）を図るといふものです。

このように全国で統一的な訴訟ができ、早期全面解決を追求することも画期的です。

そして、結審前後から、世間で薬害肝炎が話題にならない日がない、という状況を作る必要がありますが、現時点では地道に学習会・講演会、署名、支援会の拡大などで運動を広げ力を蓄えます。ご支援よろしく願いいたします。

●全国の裁判期日等

9月27日現在での提訴原告数は以下の通りです。

東京19、大阪12、九州10、仙台3、名古屋4（合計48名）

また前回のニュース以降、以下の期日が開かれました。

8月26日 東京訴訟第4回弁論

9月19日 大阪訴訟第5回弁論

9月30日 九州訴訟第2回弁論

10月7日 仙台訴訟第2回弁論

現時点での原告被告の主張の概略・争点は以下の通りです。

☆原告の主張の骨子

(1) C型肝炎の予後の重篤性について

「C型肝炎の予後が不良であるとの推定は40年前になされており、その実証が薬20年以前であった」

(2) フィブリノゲン製剤の有効性

先天性疾患以外の治療に関しては、本件製剤の有効性に関する客観的資料は本件製剤が承認された1964年から現在に至るまで、一切ない。1987年、再評価手続きにおいて「有効性なし」と内示され、その後製薬企業において有効性を示す客観的資料を準備すべく奔走するが、結局、示すことができず1998年ようやく適応が「先天性疾患」のみに限定された。

☆被告らの主張の骨子

(1) C型肝炎の予後の重篤性について

1980年代後半当時、最先端の研究者の間でも非A非B型肝炎の予後に関しては見解が定まっていなかった。

(2) フィブリノゲン製剤の有効性

1987年の再評価手続きで有効性を示す客観的なデータがないと判断されても、1964年の製造承認時の資料に基づく判断が否定されたわけではない。

●文書送付嘱託問題

被告側が、原告のカルテを開示せよという文書送付嘱託の申し立てをしたことは、前回書いたとおりです。

弁護団は、被告や裁判所が「早期審理の実現」を理由に文書送付嘱託への協力を求めている以上、協力する方向で検討しています。ただし、長期審理・訴訟遅延につながらないようにきちんと歯止めをかけます。

●医療機関への申し入れ

フィブリノゲン製剤はB型、C型肝炎ウイルスに汚染されており、多数の肝炎感染を引き起こしました。それにもかかわらずこの薬は長期間医療機関に納入され続けました。昨年には三菱ウエルファーマが7004もの医療機関に納入したことを厚労省に報告しています。しかし、肝炎は自覚症状が乏しいことも多くフィブリノゲン製剤を投与された多くの患者が肝炎感染に気がついていないままだと思われれます。このような患者に肝炎ウイルス感染の可能性または感染の事実を伝え、早期に治療の機械を与えることは人道上明らかです。8月22日の薬害根絶デーで、上記の趣旨の要請を厚労大臣に要請しましたが、厚労省としては調査もしないという不当な回答でした。

原告団・弁護団は各医療団体などへ薬害肝炎被害実態調査の要請を行っています。

現在積極的な反応は、医療生協、保団連、民医連のみで、明確な拒否反応のところもあります。

この運動も強める必要があります。

●署名ができました。

厚労大臣宛の、フィブリノゲン製剤納入医療機関の調査公表を求めるというものです。

趣旨は、8月22日の要請と同様です。

どうぞみなさん積極的にこの署名を集めて支援会まで集約してください。

●弁護団のホームページができました。

アドレスは <http://hcv.jp/> です。

内容は、スケジュール、意見陳述集、裁判書面、リンク集などです。

まだ立ち上げたばかりで、これからどんどん充実させます。なお、各地裁判の原告被告の準備書面などはここから入手するのが一番手っ取り早いです。

今後のインフォメーション

●薬害肝炎問題シンポジウム

(主催：薬害肝炎問題シンポジウム実行委員会、日本科学者会議東京支部「東京科学シンポジウム」実行委員会)

11月16日(日) 10時より16時半まで

一橋大学東キャンパス(中央線、国立駅下車 徒歩10分)

参加費：一般500円、院生・学生300円

(内容) 薬害肝炎訴訟の到達点と今後の課題(弁護団からの報告)、薬害肝炎被害者の訴え、被害の実態と特徴の報告(調査結果第1報)、薬害肝炎における国・製薬企業の責任(ディベート)、薬害肝炎問題における医師の責任についての報告、薬害肝炎問題解決のあり方についての報告、および質疑・討論

☆弁護団も積極的に関与した、本格的なシンポジウムです。

●今後の期日

東京訴訟

2003年10月28日 第5回弁論 午後3時

12月16日 第6回弁論 午後3時

2004年 2月24日 第7回弁論 午後3時

4月20日 第8回弁論 午後3時

大阪訴訟

2003年11月21日 第6回弁論 午後1時15分

2004年 1月21日 第7回弁論 午後1時15分

3月19日 第8回弁論 午後1時15分

九州訴訟(福岡地裁)

2003年11月19日 第3回弁論 午後1時30分

2004年 1月14日 第4回弁論 午後1時30分

3月17日 第5回弁論 午後1時30分

仙台訴訟

2003年 12月5日 第3回弁論 午後1時30分

名古屋訴訟

2003年11月11日 第1回弁論 午後1時

ご都合のつく方は積極的の裁判を傍聴してください。

なお、11月22日の大阪期日には、全国から傍聴に来てください。期日後、報告集会などで全国の支援者の交流をしたいと思います。

●意見陳述書集

各地の裁判所での原告意見陳述をまとめた冊子作成準備中です。

薬害エイズ事件でも固い支援者になった人には、原告の生の声を来たり、原告の手記「原告からの手紙」と読んだ人が多いです。肝炎の原告の法廷での意見陳述はとても聴衆の心を打ちますが、法廷傍聴できる人には限りがありますので、冊子化して活用しようというものです。乞うご期待。

●学習会講演会を開催してください

どうぞ、みなさんの地元・職場・学校などで学習会。講演会を開催してください。原告団、弁護団が訴えに参ります。よろしく願いいたします。



お 知 ら せ

裁判傍聴のお願い

薬害肝炎訴訟の裁判期日は次の通り行われます。

出来るだけ多くの方が、この裁判を見守り、厚生労働省、製薬企業が行ってきたことを裁判を通して監視しましょう。

日時：10月28日（火）午後3時～

場所：東京地方裁判所 103号法廷（1階大法廷）

* 終了後、弁護士会館で報告集会が行われます。

皆集まろう！薬害根絶フォーラム！～10月18日は共立薬科大学に集合～

日時：10月18日（土）開場：12:30・13:00～17:00

場所：共立薬科大学 2号館 355講義室

JR浜松町駅北口徒歩10分・都営地下鉄三田線御成門駅A2出口徒歩2分

参加費：資料代500円

第1部 薬害被害の実態報告 特集産婦人科の被害

第2部 徹底討論 医薬品販売の落とし穴

☆第1部で、薬害肝炎の訴えがあります（原告の訴え、弁護団の報告、映像）

主催：全国薬害被害者団体連絡協議会

お問合せ：財団法人いしずえ TEL03-5437-5491

皆の輪を広げよう！あなた一人の行動から、薬害肝炎の解決策が生まれる。

皆様のご支援・ご協力をお待ちしております！

会費：一口千円より

～振込口座～

<郵便振替口座>

口座番号：00160-0-665642

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

<銀行口座>

東京三菱銀行 渋谷支店 普通預金口座

口座番号：3284735

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京 世話人小松雅彦

入会及びその他当会に関するお問い合わせは、下記連絡先までご一報下さい。

（連絡先）東京都渋谷区桜丘町4番23号渋谷桜丘ビル8階

渋谷共同法律事務所

TEL：03-3463-4351 FAX：03-3496-4345